

## 小野寺 静子

# ま す ら を

— 万葉集におけるその実像を探る —

## 序

ま す ら を

真淵は、「大和國は丈夫國にして、古へはをみなもますらをに習へり、故万葉集の哥は凡丈夫の手ぶり也、山背国はたをやめ國にして、丈夫もたをやめをならひぬ、かれ古今哥集の哥は、専ら手弱女のすがた也」と、万葉集の歌風がますらをの手ぶりであることを述べ、万葉集といえますらをぶり、古今集といえばたをやめぶりという、歌風を規定するうえでの一つの概念を提唱した。真淵のいうところは、歌風の問題であり、万葉集におけるますらをの意識や、ますらをのあり方などとは問題を異にするが、万葉集とますらをぶりのつながりを強く印象づけることになったことは事実である。

ますらをであるがそのままらをの名に値しない、というように男性自らがますらをに値しない自分を自嘲的に歌うものが多く、また、たわやめにしても、私はたわやめである、弱々しい女であると女性自らが居直り的に用いるものが多い。万葉集のますらをとたわやめは、それぞれの讃美表現としてのみでは解決できない問題を内包していく、改めて考えてみたい興味を抱かせるテーマである。

たわやめの語義は、「たわむ」、「とを」などと語源を一にする、たわやかの意であり、「手弱女」「幼婦」で書かれるのは、たおやか、なよよかから弱々しい女の意として広がりをみせてのこととて、たわやめの義や用字にそれほどの隔たりはない。また、用例もますらをに比べて少なく、たわやめの意識も比較的単純である。それに対しますらをは用例も多く、その語義をめぐる問題や、ますらを意識の多様さなど問題は多い。ますらをとたわやめの問題を考えるまえに、ここではますらをの対語として、たわやめがある。ますらをは男性を讃め称えた呼称であり、たわやめは女性を讃め称えた呼称である。万葉集では、ますらをといふ語は女性が異性を讃め称えた呼称である。万葉集でいう語は男性が異性を讃め称えて用いた例が多いだろうと想像されが、実際には、女性が男性を称えてますらをと、男性な女性を称えてたわやめと歌っているものは、予想に反して少ない。むしろ、自分は

ますらをの語源的についていえば、尾崎知光氏が国語学会で発表したという、「ます（優す）+ら+お（男）」であろうと考えられ、「マスはすぐれる意。ラはものの性質・状態を示す接尾語。ヲは男」、「『ます』は『増・勝』の意で勝れていること。『ら』は状態性を表わす接尾語。『を』は男」との指摘のように、尾崎氏の解釈の方向でほぼ定着してきているといつてよい。しかしながら、勝れている男とは、いったいどのようにして勝っている男であるのか、きわめて漠然とした称辞である。あらゆる面において勝れている男といつてしまえばそれまであるが、より具体的にその内実を捉えるために、万葉集でどのような用字をもつてますらをと表記しているのか、その表記からどのような面で勝った男と把握されていたのかを考える。

まず「健男」（十一・二三五四、一二七六）、「建男」（十一・二三八六）であるが、書紀では「健」に雄、武、強、伉、勇の語を冠し、素戔鳴尊のたけだけしい神性をあらわしたり（「武健」神代上）、羽白熊驚という者の並はずれた人となりをあらわしたり（「強健」神功皇后撰政前紀）、雄略天皇のやはり並はずれた強さをあらわしたり（「伉健」雄略即位前紀）、渟代郡と津軽郡の勇健者二人に位一階を授けたり（「勇健」齊明四年七月）といった意で用いられているところをみると、「健」は人並みはずれた強さをあらわすものとして用いられていることがわかる。また、「健兒」（皇極元年七月二十二日）、「健人」（皇極三年十一月）は力のある人をいうようで、「健」は体力的な強さもあらわすといえる。「建」は古事記では固有名詞以外では「男建ぶ」「踏み建ぶ」「建く荒き情」としてみえ、やはりたけだけしいの意である。「益ト雄」（一一・一一七）も雄々しさの勝った義のもとに用いられた用字であろう。また、「益荒夫」（九・一八〇〇）、「益荒丁子」（九・一八〇一）の用字によれば、あらあらしいまでのたけだけしさをもつたものとして用いられていたといえよう。以上の用字は人並み以上に

強い男、剛強の意で、そうした面で人に勝ることをもつてますらをとしたといえる。

仮名書きの例「麻須良袁」「麻須良男」を除けば、ますらをの用字としては「丈夫」「大夫」が多いが、近年では「丈夫」の用字例がもつとも多くなるわけであるが、後述するように「丈夫」と伝える写本を全て斥けて、「大夫」に統一してしまってよいものかわたくしは疑問に思う。「丈夫」と伝える文字も採用すべきであり、その用字によれば、男子として一人前であるといった意味でますらをといったことになるだろう。「大夫」については、

「大夫」という文字は、すでに中国の周代に官名とあり、魏晋時代の官人法では明記されているものである。日本の場合でも、「大夫」という用語は、「日本書紀」神代卷にみえる後世的用法を溯及させて使用した例をはじめとして、そのすべてが官職、位階にとめなう用語として用いられていることは疑えないところである。<sup>(6)</sup> という指摘があり、これによればますらをは官僚の身分を表わし、「律令官人としての自負をこめた言葉であり、字面であつた」、「官人として想像が『大夫』という官名に象徴されていたからのこと」ということになるだろう。

以上は万葉集の用字からみた、勝れた男の意味するところであるが、恋の歌（望郷、萩への恋情の類も含む）においては、恋に嘆く自分を、ますらをであるのにと自嘲的に歌うものが多く、これらはますらをたるものは恋に嘆くものではないという観念が働いており、ますらをたるものは恋などに嘆くべきではないと逆説的に語っている。また、ますらをの中には、単に男としての意味だけで用いられているものもあり、特に勝っているものという意味を認められないものもある。

ますらをの 進み先立ち 踏める足跡を 見つゝ偲はむ 直に会ふまでに 直に会ふまでに (六)

ますらをの 踏み置ける足跡は 石の上に 今も残れり 見つゝ偲へと 長く偲へと (七)

ますらをの 御足跡 (十一)

(『日本古典文学大系古代歌謡集』による)

とあり、このますらをは仏陀をいう。涅槃經に「如來ハ人中ノ丈夫ナリ」とあるという。これによると、ますらをは精神的な面で勝る者と捉えられていたことになる。

こうしてみてただけでも、ますらをがさまざまな意識の下で用いられてきたものであることがわかるわけであるが、万葉集の歌人たちは、ますらをと歌うとき、その実像としてどのようなものを念頭におきイメージ化したのであろうか。まず、「大夫」と書かれる、四、五位の官僚が考えられるであろう。確かに「大夫」の用字からは、その意味は否定できることである。が、万葉集の歌人たちがますらをと歌いあげるとき、四、五位の官僚といった漠然としたものより、より具体的な実像をイメージして歌つたのではないだろうか。

## 二

ますらをの外觀をあらわすものとして、次のような歌がある。

舍人娘子徒騎作歌

イ ますらをのさつ矢たばさみ立ち向かひ射る的形は見るにさやけし

(一・六二)

天皇御製

ロ ますらをの鞆の音すなりもののふの大柱植立つらしも

(一・七六)

靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌  
ハ 梓弓手に取り持ちて ますらをのさつ矢手挾み 立ち向かふ高円  
山に……  
(一一・一一三〇)

右歌笠朝臣金村歌集出

笠朝臣金村塙津山作歌二首

ニ ますらをの弓末振り起こし射つる矢を後見む人は語り継ぐがね  
(三・三六四)

十六年甲申春二月安積皇子薨之時内舎人大伴宿家持作歌六首

ホ ……ますらをの心振り起こし 剣大刀腰に取り佩き 梓弓鞬取り  
負ひて 天地といや遠長に 万代にかくしもがもと……  
(三・四七八)

右三首三月二十四日作歌

哀三世間難住歌一首并序

ヘ ……ますらをの男さびすと 剑大刀腰に取り佩き さつ弓を手握  
り持ちて 赤駒に倭文鞍うち置き 這ひ乗りて遊びあるきし……  
(五・八〇四)

神龜五年廿一日於嘉摩郡撰定 筑前国守山上憶良

詠月

ト ますらをの弓末振り起こし彌高の野辺さへ清く照る月夜かも  
(七・一〇七〇)

羈旅作

チ ま幸くてまたかへり見むますらをの手に巻き持てる鞆の浦回を  
(七・一一八三)

寄物陳思

リ 剣大刀身に佩き添ふるますらをや恋といふものを忍びかねてむ  
(一一・二六三五)

寄物陳思

又 桦弓引きて緩へぬますらをや恋といふものを忍びかねてむ

(十二・二九八七)

賀三陸奥国出レ金 詔書一歌一首并短歌

ル……ますらをの清きその名を 古よ今の現に 流さへる親の子ど  
もそ 大伴と佐伯の氏は 人の祖の立つる言立て 人の子は親の名  
絶たず 大君にまつろふものと 言ひ継げる言の官そ 桦弓手に取  
り持ちて 剣大刀腰に取り佩き 朝守り夕の守りに 大君の御門の  
守り 我をおきて人はあらじと…… (十八・四〇九四)

之

慕レ振ニ勇士之名一歌一首并短歌

ヲ……ますらをや空しくあるべき 桦弓末振り起こし 投矢持ち千  
尋射渡し 剣大刀腰に取り佩き あしひきの八つ峰踏み越え さし  
まくる心障らず 後の代の語り継ぐべく名を立つべしも

(十九・四一六四)

右二首追ニ和山上憶良臣作歌 (大伴家持)

追レ痛防人悲レ別之心一作歌一首并短歌

ワ ますらをの鞞取り負ひて出でて行けば別れを惜しみ嘆きけむ妻

(二十・四三三二)

右二月八日兵部少輔大伴称宿家持

薩妙観命婦報贈歌一首

カ ますらをと思へるものの大刀佩きて可爾波の田居に芹そ摘みける

(二十・四四五六)

喻レ族歌一首并短歌

ヨ 皇祖の神の御代より はじ弓を手握り持たし 真鹿児矢を手  
挾み添へて 大久米のますら猛男を 先に立て 鞍取り負ほせ 山川

を岩根さくみて 踏み通り国まぎしつつ…… (二十・四四六五)

右縁ニ淡海真人三船讃言出雲守大伴古慈斐宿称解レ任

是以家持作此歌也

以上はすべて、弓や矢を持ち、剣大刀を身につけるという出で立ちであらわされる。イの「ますらをのさつ矢たばさみ立ち向かひ射る」は「的」の、ハの「桦弓手に取り持ちますらをのさつ矢手挟み立ち向かふ」は「円」の、トの「ますらをのさつ矢たばさみ立ち向かひ射る」は「彌」の、チの「ますらをの手に巻き持てる」は「鞞」の序詞である。これらはいずれもますらをが弓を持ち、矢を手挟むといった類型的な表現である。このように、ますらをの類型的な表現が序詞として用いられるということは、ますらをの出で立ちや装いが画一的で、その姿を人々に直ちに思い描かせるものであったということを語るであろう。これら序詞は歌の中では次句への繋ぎの役割を果たしているが、序詞中のますらをの装いや出で立ちは、ますらをの実際の姿として、人々が共通のイメージを持ちえたがために序詞として確立したのだといってよいだろう。以下、これら序詞の表現も含めて万葉集に描かれたますらをの姿について考えてみたい。

イは行幸徒駕の官人たちの様子をあらわしているが、「ますらをのさつ矢たばさみ立ち向かひ射る」は行幸の護衛をする官人の姿ともいえるし、行幸徒者たちの行幸先での狩の姿ともいえる。ロの「鞞」は、弓を射る時に用いる革製の防具で肘、手首に巻き付け弦が当たるのを防ぐのであるから、「ますらをの鞞の音すなり」は、実際に音をたてて弓を射ていることになる。「今案、此御歌ハ、元明天皇和銅元年十一月二十一日大嘗会ヲ行ハセ給フ其時御製ナリ」の指摘によれば、大嘗会に際しての儀礼で弓を射ていることになる。「もののふの大臣」が楯を立てるのに対し、ますらをが弓を射ているわけで、一種の分担がなされ、ますらをが「もののふの大臣」とは異なる層であることを示して

いる。ハは序詞中のものであるが、実景で志貴皇子の葬送の儀礼におけるますらをの姿ともとれるし、あるいは実景ではなく、ますらをの固定化したイメージが「円」を引き出すために用いられたともいえる。ニの「弓末振り起こし」矢を射るのは金村自身である。よって、このますらをは金村自身を指す。金村の塩津行きは行幸供奉によるのかその目的は定かでないが、「矢を神に捧げて武運を祈り、また旅の平穏を祈つて矢を射たのだといわれる」<sup>(4)</sup>。旅において呪的儀礼を行う自分をますらをといっている。ホはハと同じく皇子の薨時の歌であるが、ここは安積皇子に「剣大刀腰に取り佩き梓弓鞆取り負ひて」、永遠に仕えていたかつたことを歌ったものである。へは若者たちが男らしく勇壮に狩をした（「遊びあるきし」を狩をする意とする）様である。トの「ますらをの弓末振り起こし」は「獵」の序詞、チの「ますらをの手に巻き持てる」は「鞆」の序詞として用いられているが、ますらをは狩などで弓を射るものといった位置付けがなされている。リ、ヌは「寄物陳思」歌で、「ますらをの恋」の歌として別に考察を要するが、ますらをの形容として、「剣大刀身に佩き添ふる」、「梓弓引きて緩へぬ」とやはり剣大刀や梓弓が歌われている。

ル、ヨは力を除いてすべて家持の作であるが、やはり弓、矢、大刀を身につけるますらを像で類型的である。この中のル、ヨのますらをは、朝廷に仕える大伴氏、あるいは皇祖神を先導した大伴氏を先駆した大久米氏をますらをといったものである。また、ワのますらをは防人を、カのますらをは葛城王をさす。ニを除いてイからヌまでのますらをは対象が不特定であるのに対し、ル以降は比較的特定できる、という違いがある。ル以降、すなわち天平十七年、越中国守として越中下向以降の、特に大伴家持のものは別の角度からも考えていく必要があるのでここではあまり触れないが、これらでも、ますらをの表現は類型的、画一的であることに変りはない。

以上の、特にイからヌのますらをは、行幸に従駕したり、朝廷の儀礼に携わったり、呪的儀礼を行つたり、皇子に近侍したりして、矢を射、剣大刀を身につけるものの姿が浮き彫りにされる。そうしますらをの固定したイメージから、序詞として用いられたり、たけだけしい若者の姿として慣用的に歌われたのだといえる。

### 三

万葉集には、ますらをの装いや出で立ちを表わす表現は、前述したもの以外他にはみられない。ますらをの姿がこれほどまでに画一的であるのは、ますらをがある実像をそのイメージの根底に持つからであろう。このますらをの実像として、舎人を考えることができないだろうか。

#### 職員令、中務省に、

内舎人九十人。掌らむこと、刀帶きて宿衛せむこと、雜使に供奉せむこと、若し駕行には前後に分衛す。<sup>(5)</sup>

とある。内舎人の職務は、考課令に「宿衛に勤め、進退礼に合へらば、内舎人の最とせよ。」とあるように、刀を身につけ、宿衛することと關係が深い。内舎人は五位以上の子孫から選ばれた（三位以上は選定なしで）、いわゆる蔭子孫、位子で、やがて高官に進む者も多く、天皇に近侍し、朝廷守衛を任務とする若き官人予備軍である。天皇に近侍し、朝廷を守衛し、行幸に際しては前後に別れ衛る内舎人は、武官のものしさとはまた異なるが、勇ましい若者として人々に写り強く印象づけるものであつたろう。この内舎人こそが、ますらををイメージするとき思い描かれた実像であると考える。<sup>(6)</sup>

この猛きに勝つた男としては、中務省の内舎人だけでなく、内舎人と同じような立場の大舎人、東宮舎人、中宮舎人なども含まれていた

と考えられる。また、兵衛も天皇を守衛し、行幸に供奉、夜は内京を巡査した。宮衛の令狀に「宿衛人、謂兵衛内舎人也」とあるといふ<sup>(1)</sup>から、兵衛も内舎人と同様に宿衛の任にあたっている。この兵衛は、「国司、郡司の子弟の、強く幹して、弓馬に便ならむ者を簡ひて郡別に人貢せよ。」(軍防令)とあり、武官の中では「令制以前のトネリの遺制が継承されたことを意味<sup>(2)</sup>」し、舎人と同じで、衛門府、左右衛士府の衛士とは別であつたようで、「天皇周辺のもつとも重要な職務を担当して」いることから、ますらをには舎人と同じく、この兵衛も含まれていた可能性はあるだろう。なお、武官の朝服に關する規定に、「兵衛は自の縁の頭巾……烏裝の横刀、弓箭帶せよ。……」とある。

ホの大伴家持による安積皇子挽歌は、このますらをと舎人の関係を明確に示したものといつてよい。

……世間は かくのみならし ますらをの 心振り起こし 剣大刀  
腰に取り佩き 桦弓 鞘取り負ひて 天地と いや遠長に 万代に  
かくしもがもと 賴めりし 皇子の御門の 五月蠅なす 騒ぐ舎人  
は 白榜に 衣取り着て 常なりし 笑ひ振舞ひ いや日異に 変  
らふ見れば 悲しきるかも

(三・四七八)

ここに、白い衣をまとい、皇子の死を悲しんでいる人々がいるが、彼らは皇子の生前、「劍大刀」を腰につけ、桦弓の鞘負って、皇子に仕え永遠にこうありたいと頼りにしていた「舎人」である。その舎人たちは「ますらをの心振り起こし」て剣大刀を身につけ弓を手に取り持つたのであって、「ますらをの心振り起こし」以下は舎人の描写となり、ますらをが舎人と認識されていたことを示す。

次の歌は訓みの上で問題があるが、「武士」を「ますらを」と訓むと、ますらをが舎人や兵衛でありうることを語る。

天雲の 向伏す國の 武士と 言はるる人は 天皇の 神の御門に  
外の重に 立ち候ひ 内の重に 仕へ奉りて 玉葛 いや遠長く

祖の名も 繰ぎ行くものと……

(三・四四三)

の「武士」は塙本万葉集では「もののふ」とよんでいる。旧訓では細井本に「ますらを」とよんでいる他は「もののふ」と訓んでいる。注釈書では、古義に「天地の限、雙<sup>(3)</sup>なき武健<sup>(4)</sup>士と所云しよしなり」とし、「ますらを」という訓みを出して以来「ますらを」の訓みもないわけではないが、その後の注釈書では金子評釈、佐々木評釈くらいで少し、「ますらを」が「弓矢を取り、鞍をつけ、剣大刀を身に帶び、雄々しく勇ましく、剛毅に、岩をもわけて行きすゝむべき大丈夫」であるのに対し、「もののふ」のほうは「武官も含まれてゐるが、本来朝廷に仕える部族の総称であつて、この言葉そのものには武士とか武人とかいふ意味はない。」とし、「武士」は古義に云つてゐるやうに『健男』と同様に「ますらを」と訓むべきであると述べている。全注でも「モノノフ二十一例は枕詞として十八例、あと三例は『大臣』(1・七六)、『臣の壯士』(三六九)、『男女』(20・四三一七)を修飾している。その面から言えば、モノノフと訓むべきではない。」として、「ますらを」と断じてゐる。その可能性は高いとすべきであろう。そう訓むと、「ますらをと言はるる人は」に続く「天皇の神の御門に外の重に立ち候ひ 内の重に仕へ奉りて」が注目されるわけであるが、これは天皇に近侍し朝廷守衛の任にあたる舎人や令制以前の舎人の遺制が継承されている兵衛も含めての姿に全く重なるものといつてよい。従つてここでもますらをが舎人や兵衛像と重なつていていといえる。

行幸先で從駕者たちが狩に出立することもあつた。「天皇遊<sup>(5)</sup>猶内野<sup>(6)</sup>之時中皇帝使<sup>(7)</sup>間人連老獻<sup>(8)</sup>歌」(一・三)、「輕皇子宿<sup>(9)</sup>于安騎野<sup>(10)</sup>時柿本朝臣人麻呂作歌」(一・四九)、「長皇子遊<sup>(11)</sup>猶路池<sup>(12)</sup>之時柿本朝臣人麻呂作歌一首并短歌」(三・二三九)、「十六年甲申春二月安積皇子薨之時内

「舍人大伴称家持作歌六首」（三・四七八）、「山部宿称赤人作歌二首并短歌」（六・九二六、九二七）などはその時の歌詠である。一・三、一・四九、三・二三九、三・四七八、六・九二六は天皇や皇子が狩をする主体として歌われるが、「もののふの八十伴の緒を 召し集へあどもひたまひ」（三・四七八）、「御猶人猶矢手挾み騒ぎてあり見ゆ」（六・九二七）からみて、多くの従駕の人々が加わって狩がおこなわれている。その中に舍人や兵衛も加わり狩の実質的な役割を担つて活躍したであろう。

## 春三月幸于難波宮之時歌六首

ますらをは御猶に立たし娘子らは赤裳裾引く清き浜辺を

（六・一〇〇二）

## 右一首山部宿称赤人

は、行幸に加わった男性たちは狩をし、女性たちは浜辺で遊ぶ様が歌われている。狩に出立した人々をますらをと歌っている。このますらをはいかなる人々を指すかといえば、行幸に参加して全ての男たちといえるが、狩で実質的に活躍する舍人や兵衛の勇ましい姿が、この歌の表現を支えているだろう。

## 四

ますらをの実像を舍人や兵衛に求めるとすると、じつは問題が生じる。万葉集では、先にみたようにますらをは「大夫」と表記されることが多かったのだが、この「大夫」は、令の規定に、中宮大夫、春宮大夫は從四位、左右京大夫、大膳大夫、摂津大夫は正五位とあるように、四位、五位の者の官職名であるといえ、下級官僚であった舍人や兵衛が「大夫」と表記されるのが適切か、という問題である。

「大夫」の表記は古事記には見当らないが、書紀では「諸大夫」（崇

神八年十二月）、「二、三の卿大夫」（仲哀二年三月）などのように朝廷における重臣の意味で用いられる。また、

公卿大夫、臣、連、国造、伴造。（顯宗二年三月）

諸皇子、諸王、諸卿大夫、臣、連、伴造、国造。（皇極四年六月）

群卿大夫及び臣、連、国造、伴造并諸百姓等。（孝德二年三月）

群卿大夫及び国造、伴造并諸百姓等。（孝德二年八月）

卿大夫、臣、連、伴造、氏氏の人等。（孝德二年八月）

公卿大夫及び諸臣、連并伴造等。（天武二年五月）

等の身分順に並べた場合や、

小錦より以上の大夫（等）

（天武三年三月、同五年正月、同五年八月、同十年十月）  
という身分の範囲を示す記事（小錦は五位に相当する）に出ていて、書紀では大夫はある程度の地位にあるものに対しても用いていることになる。

公式令（授位任官条）によると、御所以外の場所における政務の喚辞を規定した中に、太政官においては三位以上を大夫と称せよ、寮以上の官序では四位を大夫と称せよ、司及び中国以下では五位の者を大夫と称せよ、というのである。この公式令の記事は大夫、ますらをの考察の際、よく引用されてきているものであるが、これはあくまで御所以外の場で政務にあたつての喚辞であつて、一般的なものではないことに注意すべきであろう。が、大夫の場合によっては三位以上、四位、五位の者の喚辞として用いられていたということはできる。

万葉集中の題詞や左注の「大夫」のうち、「大夫」が誰を指すか明確なものは、越前国守石上朝臣乙麻呂（三・三六八）と丹比屋主真人（六・一〇三一）であるが、越前国守は從五位相当官であり、丹比屋主真人のは天平十二年の作とみえるが、屋主は神龜元年二月從五位下を授けられている。従つて、この二人について万葉集の歌作がなされ

たその当時、五位であったことは明らかである。また、宴に集まつた人々を「諸卿大夫」(六・一〇四二)、「諸大夫等」(六・一〇一三、六・一〇一六)、大宰府の役人を「諸卿大夫」(八・一四七二)、難波下向した人々を「諸卿大夫等」(九・一七四七)と記しており、天平十八年正月雪の日、太上天皇の御在所での肆宴の時、「大臣參議并諸王者」は大殿の上に、「諸卿大夫者」は南の細殿に侍はしめたとある(十七・三九二二題詞)。これら「諸卿大夫」、「諸大夫」は身分高い人々を指すだろうとはいえるが、それらが全て五位以上の者しか指さないとはいえないだろう。

万葉集には、「ますらを」に「伴」という語が伴つて「ますらをの伴」と歌われる例が四例みえる。

(六・九七四)

この歌は、題詞によれば聖武天皇が節度使の卿等に酒を賜った時の歌と、いうから、「ますらをの伴」は具体的には、宇合、房前、多治比真人県守等に向かつて酒宴の席で呼び掛けたものである。もちろん、これら三人だけが節度使として赴くのではなく、多くの随行官人を伴つてのことである。随行官人のどの程度までの官人がこの酒宴の席に侍していたのかは不明であるが、「卿等」とあるところからこの三人だけではないことは明らかで、随行する多くの官人が参列したと考えられる。

「部」の字は「朝廷または天皇に直接隸属するものを示す語」として用いられ<sup>⑤</sup>、この「部」はトモ自体をさす語であったとされ、「鵜飼が伴」(十七・四〇一一、二十・四四六五)のように鵜飼を職として仕えるものを伴といつたりする。この語が「ますらを」と結び付いて「ますらをの伴」と歌われることは、万葉集では「ますらを」は四、五位の者に限られることのない、広い意味での官人として捉えられていたことを示しているからといつてもよいだろう。

この「ますらをの伴」は大伴家持が好んで用いたものであり、他の三例は全て家持の手になる。

思<sup>ニ</sup>放逸<sup>ニ</sup>夢見<sup>ニ</sup>感<sup>ニ</sup>悦<sup>ニ</sup>作歌

(十七・四〇一一)  
(十九・四五二)

の二例はいずれも越中守時代のもので、ここに「伴」は仲間の意で、越中國府の官人をさしているからトモノヲのトモの意もなくはない。そうとすれば、この「ますらをの伴」は高官を指すとばかりはいえないことになる。

喻<sup>シ</sup>族歌

(二十・四四六五)

の「ますらをの伴」は大伴氏の一族の者に向かつて言つてゐる点、仲間としての意であるが、この歌で家持が、大伴氏が代々天皇に仕えてきたその名を絶やすな、と一族を喩してゐることから考えると、やはりこの「ますらをの伴」にもトモノヲとしての意識が働いて、大伴一族の者に向かつて「ますらをの伴」と呼び掛けていることになる。これら家持の歌は別に考えていく必要があるとして、ますらをが伴という語を伴つて「ますらをの伴」という語を形成しこそから考へると、ますらをが四、五位以外の者も念頭に置いてゐることになる。以上から、ますらをは四、五位の官僚層のみをあらわすものでないことが指摘できるが、次にますらをの万葉集の用字「大夫」「丈夫」について考える。

近年、「丈夫」とある写本の文字も「大夫」に改められる傾向にあるが、はたしてそれで良いのか問題である。今、テキストとした塙本万葉集に「大夫」とあって「ますらを」と訓んでいるものは四十三例、「ますらをのこと」と訓んでいるものは二例あるが、この中で『校本万葉集』(増補、新增補を含む)で校異のあるものは、別表で示すように、「ますらを」で三十二例、「ますらをのこと」で一例、合計三十三例にのぼる。塙本が底本とする西本願寺にも「丈夫」となつてゐるものもあ

別表

卷・番号	校本万葉集	校本万葉集による校異
一・五	大夫	冷「丈」
一・七六	大夫	元「墨」右ニ丈「大」アリ
二・一一七	大夫	金「丈」、温「丈」
二・一三五	大夫	金「丈」
二・二三〇	大夫	金「丈」
三・三六四	大夫	古「丈」
四・五八二	丈夫	元神西温矢京宮「大」
四・六二七	大夫	元「丈」
四・六四六	丈夫	元金神西温矢京宮「大」
四・七一九	丈夫	神西温矢京宮「大」
六・九三五	大夫	元神「丈夫」
六・九七四	大夫	古「丈」
	大夫	古「丈」
六・九八九	大夫	類古「丈」
七・一〇七〇	大夫	元「丈」
七・一一八三	大夫	元類古「丈」
十・一九二四	大夫	元類古「丈」
十・一九三七	大夫	元「丈」
十・二一二二	大夫	元類「墨」元墨ニテ消セリ。右ニ丈「大」アリ
十一・二五七一	大夫	神「丈」
十一・二五八四	大夫	神「丈」
十一・二六三五	大夫	類古神「丈」
十一・二八七五	大夫	神「丈」
十一・二九〇七	大夫	神「丈」
十一・二九八七	大夫	類古神「丈」
十八・四〇九四	大夫	神陽「丈」
十八・四〇九五	大夫	神「丈」
十九・四一五二	大夫	古「丈」
十九・四一六四	大夫	元「丈」
十九・四一六五	大夫	元古「丈」
十九・四一八七	大夫	元「丈」
十九・四二一六	大夫	神「丈」削リテ「大」ニ直セリ
二十・四三五八	大夫	矢近「丈」

るが、塙本ではそれらの本文を全て「大夫」に改めている。これら十三例に及ぶ、本文としては不安定な全てを「大夫」に改めてしまつてよいものだろうか。

江戸期では、「大夫」の文字が正しいとして「大夫」とあるものを「丈夫」に改められたりした。が、木村正辞は「考、燈、略解とともに大夫を丈夫に改めたるは龜忽なり」と評し、その根拠として「丈夫は孺子に對へて大人をいへる」語で「ますらを」と同じでない。また、漢籍においても男子の称、または大人の称で「<sup>ジグニコトバ</sup>皇國言のますらをの事にはあらず」、書紀や万葉集に「丈夫」とあるものは「大丈夫」の略で「丈夫」のみでは「ますらを」の用字として認めがたいことを論じてゐる。現在、「丈夫」の文字を斥けて「大夫」が本文として採用されるのは、木村正辞の論拠とは異なり、「大夫」を「大丈夫」の略とみてのことではなく、「大夫」が五位以上の官人をさすといふますらをの語義に関わってのことである。

「丈夫」とは、説文に、「夫、周制、以<sup>二</sup>八寸<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>尺。十尺為<sup>レ</sup>丈、人長八尺、故曰<sup>ニ</sup>丈夫」とあり、「丈」は人間の身丈を表わす。また、定八年の経文の公羊伝の注に「丈夫、大人称也」とあるように、大人の男子を表わす。「丈夫」はまた、正字通に「夫、接、丈者、尊称の辭」とあるように、「才能の、衆に過ぎた人」をいう。『佩文韻府』には、「丈夫」をはじめ、「丈夫慨」「丈夫感」「丈夫氣」「丈夫業」「丈夫志」「丈夫心」「丈夫盛」「丈夫武」「丈夫女」「丈夫勇」「丈夫雄」「丈夫淚」などの熟語がみえる。これらの中には万葉集の筆録に影響を与えたものもあるだろう。『後漢書馬援伝』に「援嘗謂<sup>ニ</sup>賓客曰、丈夫為<sup>レ</sup>志、窮當<sup>ニ</sup>益堅老當<sup>ニ</sup>益壯」とあるように、丈夫の志は窮すればますます堅固になるべきとあるし、『陸龜蒙詩』に「丈夫非涙、不灑<sup>ニ</sup>離別間<sup>ニ</sup>」とあり、丈夫は非情ではないが、離別の際には涙を流さないものと詠じられている。したがつて、「丈夫」は人並み以上の男子の意で用

いられているといつてよい。『玉台新詠』には「健婦持<sup>ニ</sup>門戸<sup>一</sup>、勝<sup>ニ</sup>一丈夫<sup>二</sup>」（古樂府詩、隴西行）、「玉顏隨<sup>レ</sup>年變、丈夫多好<sup>ニ</sup>新」（苦相篇豫章行 傳玄）、「丈夫疲<sup>ニ</sup>應対<sup>一</sup>、御者輶<sup>ニ</sup>千銜鑣<sup>二</sup>」（樂府 其一日出<sup>ニ</sup>東南隅<sup>一</sup>行 蕭子頤）、「丈夫何在<sup>ニ</sup>西擊<sup>レ</sup>胡」（漢桓帝時童謡歌二首其一 大麥青麦小麦枯）のよう、「丈夫」の例はみえるし、同じく、『玉台新詠』の「丈夫吐<sup>ニ</sup>然諾<sup>ニ</sup>爰<sup>レ</sup>命本遺<sup>レ</sup>家」（丈夫然諾を吐く、命を爰<sup>レ</sup>けては本より家を遺る）（答<sup>ニ</sup>徐侍中為<sup>レ</sup>人贈<sup>ニ</sup>婦 邱遲）は、いつたん承諾し、天子の命を受けて出たからには家のことは忘れてしまう「丈夫」が歌われている。こうした「丈夫」は、「ますらを」像と矛盾するものでない。以上のようなことから、わたくしは万葉集の「ますらを」の用字として「丈夫」も用いられていたといつてよいと考える。

万葉集のますらをの用字が写本によつて「丈夫」となつているもの全て「大夫」に改めるのが、現在の趨勢であること前述の通りであるが、「大夫」と「丈夫」のいずれかのみを「ますらを」の用字としてしまうのでなく、「大夫」と「丈夫」いずれもがますらをの用字として用いられてきたのだと考える。「丈夫」の用字のほうはより精神的な点で秀でた大人の男子として讃えた意味で用いられた用字であるといえよう。

## 結

万葉集では、ますらをの外観的なものは、弓矢をつがえ大刀を身につけるという出立ちで尽くされ、類型的である。それがしばしば序詞として用いられているところをみると、ますらをの出立ちといえれば弓矢をつがえ大刀を身につけるというものとして、人々は共通のイメージを持ち得たようである。人々が共通のイメージを持ち得るには、ます

らをといえばただちに思い描かれるある実像があつたからであろう。

刀を帶き宿衛し都を守り、宮中や行幸先で天皇や皇子に近侍し守衛する若き官人予備軍である舎人（令制以前のトネリの遺制が繼承された兵衛も含まれていたろう）は、勇ましい、猛き男として、人々に強く印象づけられていたであろう。この舎人が、ますらをといえば人々が共通に思い描く実像だったのではあるまいか。

万葉集でますらをは中央官人や貴族及びその関係者に限定される。「万葉の東歌、防人歌のなかに、農民がおのれを『ますらを』と呼んだものは一首も見当らないのは、決して偶然ではない。」、「『ますらを』を自覚し、これをとりあげたのは、いざれも官人であり、けつして在野の民ではない」と指摘されるように、地方農民層が自分をますらをと意識したり、他者に対しても彼らがますらをと詠じたりするということは万葉集には見当らない。ますらをが、中央官人の蔭子孫、位子によつて選抜された舎人層を代表的に示すからであつたろう。

が、集中のますらをの全ての実像を舎人に求めることはできない。

ますらをの用法や意識は、その用例の多さに比例するかのように多様であり、稻岡耕二氏が、「单刀直入に言えど、万葉のマスラヲのすべてに妥当する形でその語意を規定することは極めて難しいであろう。優れた男とか立派な男子という説明が一見穏当に見えるのも、マスラヲといふ語形に関する一方、内実の多用性に由来する所が大きいものと思われる。」と述べるとおりであろう。ますらをの実像を、若き官人予備軍である舎人であるとする私見は、例えば、「ますらをと思へるものを大刀佩きて可爾波の田居に芹そ摘みける」（二十・四四五六）で、ますらをといわれた葛城王がこの歌を贈られた時、はたして若かつたといえるかという問題となつて、ただちに疑問が出てくる。ますらをの実像が舎人であるとは、ますらをの全てについて言えることではないが、その出立ちの類型を語るのは、猛く勇ましく伺候する舎人

の姿を根底にするからだといってよいだろう。

注① 「邇飛麻那徵」『賀茂真渕全集』第十五卷。

② 抽稿「『怨恨歌』再論」（下）（札幌大学女子短期大学部紀要）第十四号平成元年九月二十八日）に、このことについて少しふれた。

③ 「益人と益荒雄に就いて」昭和二十五年五月二十日。但し、この発表を論文として発表したものは見当らない。この尾崎氏の解は、三枝康高氏「『ますらお』の意味」（『国語と国文学』三〇一十二 昭和二十八年十二月）中の引用による。

④ 『日本古典文学大系万葉集一』卷一・七六。

⑤ 『万葉集全注』卷第三・三六四。

⑥ 上田正昭氏「社会と環境——ますらを論を中心として——」『解釈と鑑賞』二四一五 昭和三十四年五月。

⑦ 『万葉集全注』卷第二・一一七。

⑧ 注⑤に同じ。

⑨ 『代匠記精選本』卷一・七六。

⑩ 『万葉集全注』は実景とどる。

⑪ 『日本古典文学全集万葉集一』卷一・三六四。

⑫ 「職員令」『日本思想大系律令』P一六一。

⑬ 川上富吉氏の論中に、「また、『ますらを』は伴造的舎人意識としての官僚の規範意識であり、『みやび』は宫廷官僚としての社交儀礼様式であると言えるだろう。」という指摘がある。この論は万葉集のみやびについて述べたもので、「ますらを」は伴造的舎人意識」云々についての詳しい論証はない。『万葉歌人の研究』昭和五十八年一月十五日 P一八四。

⑭ 『日本思想大系律令』の補注による。P六一七。

⑮ 注⑭に同じ P六二六。

⑯ 注⑮に同じ。

⑰ 『校本万葉集』による。

⑱ 直木孝次郎氏『飛鳥奈良時代の研究』P二六。

⑯『万葉集美夫君志』卷一・五。

⑰『大漠和辞典』。

⑱『新釈漢文大系』によると、写本によっては「大丈夫」「丈夫」とある  
という。

⑲北山茂夫氏『万葉の時代』 昭和二十九年十一月 P三二〇。

⑳「軍王作歌の論—『遠神』『大夫』の意識を中心に—」『国語と国文学』

㉑五十一年 昭和四十八年五月。

㉒四四五五に「天平元年班田時……」とある。この歌が作られたのは天平  
二年のことと推定されるが、この時、葛城王は四十六才であった。

㉓㉔注⑥と同じ。